

令和6年10月9日
午後2時～3時
山科区役所臨時窓口

令和6年度 山科区地域保健推進協議会 次第

- 1 開会挨拶
山科区役所保健福祉センター長
- 2 部会長及び副部会長選任
- 3 議事
 - 議題1 京都市保健所運営協議会委員に係る部会代表委員の選出について
 - 議題2 令和5年度地域保健活動実績報告について
 - 議題3 令和6年度地域における健康づくり事業について

山科区地域保健推進協議会委員名簿

令和6年10月1日現在

区 分	氏 名	所 属
医療関係団体代表	高須 雅史	山科医師会会長
医療関係団体代表	宮本 保幸	山科歯科医師会会長
医療関係団体代表	西村 豊	山科薬剤師会代表
医療関係団体代表	清水 一美	京都府助産師会代表
福祉関係団体代表	内海 敏	山科区社会福祉協議会会長
福祉関係団体代表	黒澤 啓一	山科区民生児童委員会副会長
地域住民団体代表	雲林院 能英	山科区健康長寿推進協議会会長
地域住民団体代表	村西 法子	山科区地域ごみ減量推進会議代表
地域住民団体代表	栗津 昭夫	山科区老人クラブ連合会会長
地域住民団体代表	奥田 末子	山科区地域女性連合会副会長
職域保健関係者代表	中山 義久	福田金属箔粉工業株式会社総務部安全衛生グループマネージャー
学識経験者	秋山 寛子	京都府医師会看護専門学校副校長
警察機関・消防機関代表	櫛山 亮一	山科警察署長

(令和 6 年度 山科区地域保健推進協議会)

資 料

- 京都市保健所運営協議会条例 … P 1
- 京都市保健所運営協議会条例施行規則 … P 3
- 京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する
要綱 … P 4
- 令和 5 年度地域保健活動実績報告 … P 5
- 令和 6 年度山科区地域における健康づくり事業 … P 9

【別冊】

- 令和 6 年度京都市保健所運営方針
- 京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン

京都市保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月8日条例第37号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

（１） 会長が指名する委員

（２） 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第2条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市保健所運営協議会の委員及び部会員のうち市長が委嘱する者の選任について、必要な事項を定める。

(運営協議会委員の委嘱等)

第2条 京都市保健所運営協議会の委員は、保健所運営協議会の各部会において選出される代表者その他保健所の運営に関し専門の知識を有する者を、市長が委嘱する。

(保健所運営協議会部会員の委嘱等)

第3条 京都市保健所運営協議会の部会員のうち市長が委嘱する者は、次に掲げる者の中から、部会が置かれる保健センターの長の内申に基づき、委嘱する。

- (1) 医療関係団体代表
- (2) 福祉関係団体代表
- (3) 地域住民団体代表
- (4) 学校保健関係者代表
- (5) 職域保健関係者代表
- (6) 学識経験者
- (7) 利用者代表
- (8) 警察機関・消防機関代表
- (9) その他適当と認められる者

2 前項第7号による部会員は、京都市市民参加推進条例第8条第2項による公募により選任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市保健所運営協議会の委員に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

令和 5 年度地域保健活動実績報告

1 成人保健

(1) がん検診受診者数

	令和5年度	令和4年度
肺がん検診	1, 421人	1, 262人
胃がん検診	384人	316人
大腸がん検診	1, 778人	1, 821人
乳がん検診	970人	973人
子宮頸がん検診	1, 963人	1, 756人
前立腺がん検診	448人	432人
胃がんリスク層別化検診	27人	46人

(2) 健康教室

	令和5年度		令和4年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
集団健康教育	3回	21人	3回	38人
出前教室	8回	237人	6回	149人
防煙セミナー	2回	212人	3回	387人
健康づくりグループ育成	4回	70人	5回	91人

(3) 食育セミナー

	令和5年度	令和4年度
実施回数	11回	7回
延参加者数	105人	36人

(4) 歯科保健

	令和5年度		令和4年度	
	実施回数	延相談・参加者数	実施回数	延相談・参加者数
成人・妊婦歯科相談	12回	91人	12回	59人
お口からはじめる 生活習慣病予防教室	1回	6人	1回	18人

2 精神保健

(1) 精神障害者保健福祉手帳

* 各年度末

	令和5年度	令和4年度
交付件数	2, 433件	2, 267件

* 精神保健福祉手帳は2年毎の手続き（更新）が必要。

(2) 自立支援医療費（精神通院） * 各年度末

	令和5年度	令和4年度
給付決定件数	3, 351件	3, 345件

* 自支援医療は毎年の手続き（更新）が必要。

(3) 精神保健福祉相談事業

	令和5年度	令和4年度
延相談件数	49件	53件

(4) 地域生活安定化支援事業（デイケア）

	令和5年度	令和4年度
開催回数	9回	9回
延参加者数	21人	19人

(5) 家族懇談会

	令和5年度	令和4年度
開催回数	1回	1回
延参加者数	14人	7人

(6) 地域精神保健福祉連絡協議会事業（こころのふれあいネットワーク）

	令和5年度	令和4年度
※1 延参加者数	17	※2 23人

※1：事業所交流会の参加者数（区役所職員等を除く。）

※2：山科区民生児童委員会（障がい福祉専門部会）研修会にて事業所紹介に参加した者も含む。

【参考】令和5年度事業内容

項 目	内 容
「山科こころのつながる市」の開催 (出店事業所：16事業所)	令和5年10月14日～15日及び12月2日～3日、ラクト山科の無印良品の店舗の一部を借用し、「山科こころのつながる市」を開催した。事業所の紹介、自主製品の販売及びワークショップを実施し、自主製品のない事業所にも参加してもらうため、パネル展示も実施した。一般の方に事業所を知ってもらうことができ、事業所利用者が販売することにより、制作意欲にもつながった。
事業所見学・交流会 (実施回数：1回 参加者：延26名)	グループワークを実施するなど、事業所同士の交流を深めた。
啓発のための紙芝居	山科区こころの健康を考える会総会、学区社協会長会議及び山科こころのつながる市場にて「統合失調症編」を実施した。

3 難病

(1) 難病患者相談

	令和5年度			令和4年度		
延相談件数	訪問	面接	電話	訪問	面接	電話
	15件	10件	25件	18件	9件	3件

(2) 特定医療費

* 各年度末

	令和5年度	令和4年度
受給者数	1, 232件	1, 230件

* 令和3年11月1日から、医療費助成対象となる指定難病数は338疾病に、障害者総合支援法のサービス対象疾病は366疾病に拡大された。

4 母子保健

出生数は京都市，山科区ともに減少傾向である。

	令和5年	令和4年
出生数（山科区）	730人	816人
出生数（京都市）	7, 900人	8, 543人

* 京都市推計人口統計調査より（出生数は1月～12月）

(1) 母子健康手帳

	令和5年度	令和4年度
交付件数	794件	839件

(2) 妊婦訪問（こんにちはプレママ事業）

	令和5年度	令和4年度
訪問指導件数	285（65）件	226（50）件

*（ ）内はハイリスク妊婦件数を再掲

(3) 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和5年度	令和4年度
対象者数	774人	827人
訪問指導件数	716件	751件

(4) 乳幼児健康診査

	令和5年度		令和4年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
4か月児健診	709人	98. 7%	785人	95. 8%
8か月児健診	727人	98. 1%	777人	97. 7%
1歳6か月児健診	724人	97. 3%	752人	98. 4%
3歳児健診	769人	96. 6%	796人	97. 0%

(5) 家庭訪問型継続的個別支援

	令和5年度	令和4年度
延訪問件数	170件	131件

(6) 離乳食講習会

	令和5年度	令和4年度
実施回数	12回	12回
参加者数	70人	81人

(7) 乳幼児歯科相談

	令和5年度	令和4年度
延相談件数	46件	28件

(8) 親子の健康づくり講座

	令和5年度		令和4年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
ブレマパパ教室*1	8回	88組	13(11)回	64組 (49組)
所内実施型	6回	20組	6回	19組
地域出張型	4回	29組	5回	31組
思春期健康教育	3回	275人	3回	287人

*1 () 内は zoom での実施回数

(9) 親子すこやか教室

	令和5年度	令和4年度
実施回数	9回	10回
延参加者数	11組	16組

5 感染症 * (1) (2) (3) は 1月~12月の実績値

(1) 感染症届出(新型コロナウイルス感染症、結核除く)

	令和5年	令和4年
届出数	29件	16件

(2) 新型コロナウイルス感染症 ※全市の合計届出数

	令和5年	令和4年
届出数	44,444件	331,125件

(3) 結核

	令和5年	令和4年
新規登録者数	22人	13人
(再掲)喀痰塗抹陽性者数	5人	5人
(別掲)潜在性結核感染症患者数	7人	9人
年末時登録者数	35人	38人
罹患率	16.7	9.8

* 罹患率

R5 R4

京都市 10.7 9.9

全 国 8.1 8.8

(4) BCG接種 ※全市の実施数

	令和5年度	令和4年度
接種者数	7,694人	8,218人
内 保健福祉センター実施分	—	—
訳 医療機関実施分	7,694人	8,218人

* 令和元年8月から協力医療機関における完全個別接種化

山科区地域における健康づくり事業

